

議案第11号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成21年10月19日提出

長岡市・川口町合併協議会

会長 森 民 夫

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- 1 編入される川口町の農業委員会は、長岡市の農業委員会に統合するものとする。
- 2 農業委員会の委員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第11条第1項及び第2項の規定を適用し、次のとおりとする。
 - (1) 編入される川口町の農業委員会の選挙による委員のうち、2人に限り、引き続き長岡市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。

この場合において、長岡市の農業委員会の選挙による委員とし

て在任する者は、編入される川口町の農業委員会の選挙による委員の互選により定めることとする。

(2) 任期は、長岡市の農業委員会の委員の残任期間とする。

3 合併後最初に行われる一般選挙からは、長岡市農業委員会の選挙による委員の定数を40人とする。

また、農業委員会の区域を分け選挙区を設けるものとし、川口町の現在の行政区域を区域とする選挙区を設置するものとする。

議案第 1 1 号参考資料

長岡市・川口町の合併に伴う農業委員会の委員の任期等について

| | | |
|------------------|---------|---|
| 委員会の設置数 | | 一つの農業委員会を設置 |
| 法 律 | | 農業委員会等に関する法律第 3 条第 1 項 |
| 合併特例法の適用条文 | | 市町村の合併の特例等に関する法律第 1 1 条第 1 項及び第 2 項 |
| 委員会の名称 | | 長岡市農業委員会 |
| 区域の概要 | 区 域 | 全市域 |
| | 区域面積 | 8 9, 0 9 1 h a |
| | 農地面積 | 1 8, 7 9 8 h a |
| | 農業経営体数 | 1 5, 0 9 1 |
| 合併特例法 適用期間 | 選挙委員数 | 4 2 人（長岡市の選挙委員 4 0 人＋編入される川口町選挙委員で互選による 2 人） |
| | 選任委員数 | 1 2 人（長岡市の選任委員 1 0 人＋北魚沼農業共同組合及び魚沼農業共済組合推薦の委員各 1 人） |
| | 委員数合計 | 5 4 人 |
| | 任 期 | 合併の日から平成 2 3 年 7 月 1 9 日まで （長岡市の委員の残任期間） |
| 合併後最初に行われる一般選挙から | 選挙委員の選挙 | 任期満了日前 3 0 日以内に選挙 |
| | 選挙委員数 | 4 0 人 |
| | 選任委員数 | 1 2 人（農業協同組合推薦 5 人、農業共済組合推薦 2 人、土地改良区推薦 1 人、市議会推薦 4 人を選任） |
| | 委員数合計 | 5 2 人 |
| | 任 期 | 平成 2 3 年 7 月 2 0 日から 3 年間 |
| | 選 挙 区 | 長岡市 1 1、川口選挙区 1、計 1 2 の選挙区については、平成 2 2 年 3 月 3 1 日現在の選挙人名簿確定の段階で、選挙区及び選挙区定数の取扱いを協議する。 |